

生徒心得

神奈川県立二宮高等学校生徒は、教養ある立派な社会人となるために自覚して、次の心得を実行しよう。

1. 基本心得

- ア. 礼儀正しく、品位ある言動をとろう。
- イ. 生活規範を遵守し、自律の精神を身につけよう。
- ウ. 学業に専念し、心身を鍛え、健全で明朗な人格を形成するよう励もう。
- エ. 互いに尊敬し、信頼し合って連帯感を強めよう。
- オ. 公正な判断力と責任感をもちよう。

2. 校内生活心得

- ア. 学習活動、部活動等に自主性を発揮しよう。
- イ. 欠席、遅刻、早退等をしないよう心がけよう。
- ウ. 校内生活に関する諸規定を厳守しよう。
- エ. 公共物を大切にしよう。
- オ. 集会、掲示、募金、販売等はHR担任や担当に届出、校長の許可を得て行おう。
- カ. 休日登校、学校諸施設利用の際は事前に届出、許可を得て行おう。
- キ. 所持品には記名をしよう。
- ク. 服装は規定のものを着用し、質素にしよう。

3. 登校、下校心得

- ア. 交通ルールを守ろう。
- イ. 登下校の時刻を守ろう。
- ウ. 自転車通学の必要な場合は届出、使用規定に従おう。
- エ. 交通機関の混雑をさけ、余裕ある時刻に登校しよう。
- オ. オートバイ、自動車による通学は禁止する。
制服着用のままのオートバイ乗車、親族以外の人による二輪・四輪の送迎も禁止する。

4. 校外生活心得

- ア. 学校企画の行事に参加し、学生生活を有意義にしよう。
- イ. 体育活動、文化活動に参加する際は、家庭の理解を得よう。
- ウ. 風紀を重んじ、健全な行動をとろう。
- エ. 旅行は学校の許可を受けて行い、またアルバイト等は保護者の承認を得て、学業に支障がないように実施しよう。自らの行動に責任をもちよう。
- オ. 男女の交際は、明るく節度ある態度で行おう。

5. 諸規定

ア. 服装規定

a. 本校の制服は、次の通りとし、登下校の際は必ず制服を着用する。休日や長期休業中の登校の際も制服を着用する。

・冬季（4～5月、10月～3月）

男子：上衣（標準型詰衿学生服）とスラックス

上衣は濃紺ミニヘリンボン地、校章入ボタン（フロント5ツボタン）、上着の下は無地白シャツ又は無地白ポロシャツ。

スラックスは濃紺ミニヘリンボン地、ノータック、ループ7本。ベルトを着用する。ベルトの色は黒系統が望ましい。

女子：ジャケットとスカート又はジャケットとスラックス

上衣は濃紺ミニヘリンボン地、校章入ボタン（3ツボタン）、蝶タイを着用する。

上着の下は無地白シャツ、無地ブラウス又は無地白ポロシャツ。

スカートは18枚車ヒダスカート、裾に刺繍入り。スカートの下に短パン・ジャージ・スウェット・スパッツ等を着用しない。

・夏季（6月～9月）

男子：上は無地白シャツ又は無地白ポロシャツ。スラックスの型式は冬季に同じ。

女子：上は無地白シャツ、無地白ブラウス又は無地白ポロシャツ。スカートの型式は冬季に同じ。

なお、異装の必要のあるときは、届出許可を得る。

b. 6月1日及び10月1日を衣替えの日とするが、それぞれその前後各1ヶ月程度を移行期間として、冬季の制服・夏季の制服のいずれでもよい。移行期間中は、規定のものであれば、夏季の制服の上にベスト・カーディガン類を着用してもよい。

c. セーター・カーディガン等は、Vネックかこれに準じる型で、黒・グレー・白・紺・茶・ベージュ系統の無地のものとし、冬季は制服の下に着用する。（赤、ピンク、青、黄、緑、紫等のものは不可。）

制服着用のうえ、コート・アウター類は、黒・グレー・紺系統の無地のものとする。（白、赤、ピンク、青、黄、緑、紫等のものは不可。セーター、カーディガン等の代用としての、トレーナー・ハイネック・パーカー・フリース等は不可。）

靴下類（ソックス・ストッキングも含む）は、黒・グレー・白・紺・茶・ベージュ系統を原則とする。

マフラー類は、華美なものはさける。

コート・マフラー・手袋は、室内（教室・職員室・準備室等）ではとる。

d. 靴は、標準型で、黒・茶等の地味な色とする。運動靴も可。ハイヒール・ブーツ・エナメル靴は禁止とする。上履きは、指定の学年色のものを着用し、記名する。

e. 男女共にパーマ・染色・脱色は禁止する。髪は清潔に保ち、不必要な調髪や極端な長髪はしない。

f. 化粧は禁止する。口紅（色つきリップクリームも含む）、アイシャドー、付けまつげ、マスカラ、マニキュア、イヤリング、指輪、ネックレス、ピアス等はしない。

イ. 欠席等の取扱いについて

(ア) 欠席

a. 事前に分かっている場合には生徒手帳の届出欄（以下生徒手帳は省略）に必要事項を記入し保護者の捺印をし、HR担任に提出する。

b. 欠席の場合は保護者が始業前に連絡をする。届出欄に必要事項を記入捺印し、後日登校した際にHR担任に提出する。

c. 校用、進学・就職のための受験等で、欠席しなければならない場合は、HR担任の承認を受けた上、学校長の許可を受ける。

(イ) 遅刻

a. 始業時刻に間に合わない場合は遅刻とする。

b. 遅刻者は職員室前のある遅刻届に必要事項を記入し、担任（または学年の先生）に確認者の欄にサインと印をもらって、教科担任に提出して入室し授業を受ける。教科担任は届をHR担任にまわし、遅刻の確認をする。

c. 交通機関遅延の証明書が発行された時、または遅延が明確な場合のみ、遅刻扱いとしない。ただし、路線バスを除く。

- (ウ) 早退
 - a. 早退する場合は生徒手帳の届出欄に必要事項を記入の上HR担任に提出し、承認印を受けて早退する。
 - b. 保護者は届出欄に必要事項を記入の上捺印し、登校時に生徒手帳をHR担任に提出する。
- (エ) 外出

登校した後、外出しなければならない場合は、HR担任に申し出、外出許可を受けて外出する。
- (オ) 忌引の範囲

父母死亡	7日以内	祖父母死亡	3日以内
兄弟姉妹死亡	3日以内	曾祖父母死亡	1日以内
伯叔父母死亡	1日以内		

ウ. アルバイト等の取扱いについて

- (ア) アルバイトをするときは、保護者とよく話し合い、保護者の承認を得る。
- (イ) アルバイトは学業に支障がないように実施し、アルバイト期間中は、高校生として一層自覚し、責任ある行動をとる。

エ. 旅行等の取扱いについて

- (ア) 旅行するときは届出て指導を受ける。
- (イ) 届出に先だち、保護者の承認を得る。
- (ウ) 学生割引証発行申請書、旅行届を学校長に提出し許可を受ける。
- (エ) 旅行は原則として保護者同伴か、それに代わるべき人の同行を必要とする。

オ. 掲示、集金、募金等の取扱いについて

- (ア) 掲示
 - a. 掲示、印刷物配布等は、許可されたもの以外は禁止する。
 - b. 掲示、印刷物配布等は、責任者が掲示物、印刷物等を係に提出し、承認印を得た後に指定場所に指定期間の掲示または配布をすることが出来る。
 - c. 掲示期間が過ぎたものは責任者がすみやかに取りはずす。
 - d. 掲示は所定の場所に行く。
- (イ) 集会
 - a. 集会は許可を得て開くことができる。
 - b. 集会を必要とするときは、責任者が集会の目的、集会開催日及び時間を、文書で1週間前に係に提出し、学校長の許可を得て行う。
 - c. 集会会場の設営、後片付けは主催者が責任をもって行う。
- (ウ) 募金等
 - a. 募金等は必要とする場合以外は禁止する。
 - b. 募金等を必要とする場合は係に、募金の目的、方法等を届出て許可を受けて行う。
 - c. 物品徴収の場合も同様の扱いとする。

カ. ロッカー使用規定について

- (ア) ロッカー内は常に整頓し、施錠して自己管理する。
- (イ) ロッカーは指定された箇所を使用する。
- (ウ) 体操着、芸術科目の用具等の教育活動に必要な用具の保管に利用をする。
- (エ) ロッカーの上に腰かけたり、扉を痛めることのないよう注意する。
- (オ) 学年末はロッカー内を清掃し、次年度利用者のためにあけわたす。
- (カ) ロッカーを故意に破損した場合は修理費を弁償する。

Ⅲ 生徒心得細則

生徒心得等各項目について、細則及び注意事項を記したものです。校則の遵守に努めて下さい。

1. 生徒手帳は常に携行する。

2. 登校・下校

ア 登下校には時間の余裕をもち、遅刻や交通事故等に気をつける。

イ 部活等で遅く下校する時は、極力明るい道路を選び、集団下校を心がける。

ウ 自転車通学者は、次の(ア)～(エ)の要領で通学届を出し、乗車の際は下記の諸注意を守ること。

(ア) あらかじめ家庭で話し合う。

(イ) 所定の用紙に必要事項を記入し、担任の承認を受ける。

(ウ) ナンバーを登録し、ステッカーを貼付する。

(エ) 自転車を替えて乗る場合は改めて届け出る。

○諸注意

a. ステッカーは後部泥よけの反射器の上または下の目につく所に貼ること。

b. 自転車には住所、氏名を明記しておく。

c. 施錠して所定の置き場に置くこと。カギは2個以上かけるようにする。

d. 交通法規・マナーを守り、安全運転を心がける。特に次のことに注意し、決して違反しないこと。

二人乗り・並列走行・斜め横断・信号無視・一時停止無視・過剰なスピード走行・運転中の携帯使用・夜間の無灯火・傘さし運転・路側帯の右側通行

3. 校内生活

ア 所持品には必ず氏名を明記し、紛失・盗難には充分注意する。

イ 更衣室、ロッカー、机内には不用な物品を保管しない。

ウ 学習に必要なもの以外は持参してはならない。

4. 校外生活

下校の際は、盛り場及びいかがわしい場所（例えば、風俗営業法で禁止されているパチンコ、バー、スナック、麻雀荘、ビリヤード場、暗い喫茶店、ゲームセンター）には出入りしない。